

令和2年3月25日  
昭島ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う  
ガス料金ならびに電気料金の取り扱いについて

昭島ガス株式会社は令和2年3月25日、全国的な新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、ガス料金ならびに電気料金のお支払い期限の延長措置を実施いたします。

記

1 対象のお客さま

当社とガスまたは電気のご契約をいただいているお客さまで、公的支援「生活福祉資金貸付制度」の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金または電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

2 対象の料金

令和2年2月、3月、4月検針分のガス料金および同時に請求される電気料金、および電気のみをご契約のお客さまは、同年2月、3月、4月検針分の電気料金

3 延長期間

お支払い期限から1か月間

4 申し込み方法

延長措置を受けるためには、お客さまからのお申し出が必要となります。ご相談、お申込みについては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

以上

【お問い合わせ先】

電 話 042-546-1111

受付時間 9:00~17:00 (土日、祝日を除く)